

（表面）

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第三十三条第一項に規定する立入検査を行う職員である。

第 号

身 分 証 明 書



所 属
職 名
氏 名
生 年 月 日

年 月 日 発行

都道府県知事（市長）

印

備考 この用紙は、日本工業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

動物の愛護及び管理に関する法律抜すい

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(以下「特定動物」という。)の飼養又は保管を行うおとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という。)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいう。)において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

2 (省略)

(報告及び検査)

第二十四条 (省略)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状態、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (省略)

三 第二十四条第一項(第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 (省略)